

●取扱職種の範囲は、全職種/地域は、国内です。

●手数料に関する事項

・求人者から徴収する手数料については下記の手数料表(消費税を除く)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>1,000 円</u> 手数料負担者は求人者とする。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の理論年収(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%(または 500,000 円)</u> 上記いずれか高い方とする。 手数料負担者は求人者とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書に記載されている額)の <u>30%(または 500,000 円)</u> 上記いずれか高い方とする。 手数料負担者は求人者とする。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>40%(または 700,000 円)</u> 上記いずれか高い方とする。 手数料負担者は求人者とする。

* 求職者からの手数料は徴収いたしません。

●苦情に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応します。

苦情申出先：職業紹介責任者 問屋口貴仁 連絡先 080-6265-6343

●返戻金制度に関する事項

・当事業所は返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度)を設けています。

《短期退職の場合の措置》

求人先、以下「甲」という。紹介事業者、以下「乙」という。労働者、以下「丙」という。

1.万一、専ら乙の自由起因し、又は丙の自己都合により、丙が甲への入社後6ヶ月以内に退職することとなった場合は、乙は甲に対して次の各号の定めるとおり、受領した手数料の返戻をするものとする。但し、各号の実施期間、実施方法の詳細については、その都度甲乙協議の上、合意し決定するものとする。

- (1) 入社後2ヶ月以内の退職の場合は、受領した紹介手数料の5分の4の額を甲に返戻するものとする。
- (2) 入社後2ヶ月を超え4ヶ月以内の退職の場合は、受領した紹介手数料の2分の1の額を甲に返戻するものとする。
- (3) 入社後4ヶ月を超え6ヶ月以内の退職の場合は、受領した紹介手数料の5分の1の額を甲に返戻するものとする。

2.丙が専ら甲の自由により起因し退職した場合または解雇された場合、もしくは丙が死亡等不測の事態により入社後6ヶ月以内に退職した場合は、受領した紹介手数料は返戻の対象としない。